

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月25日
【会社名】	株式会社ネクストジェン
【英訳名】	Nextgen, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大西 新二
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町三丁目3番地4
【電話番号】	(03) 3234 - 6855
【事務連絡者氏名】	管理本部長 景山 薫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町三丁目3番地4
【電話番号】	(03) 3234 - 6855
【事務連絡者氏名】	管理本部長 景山 薫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 170,500,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社は単元株制度は採用しておりません。

(注) 1. 平成22年11月25日(木)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	2,500株	170,500,000	85,250,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	2,500株	170,500,000	85,250,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
68,200	34,100	1株	平成22年12月13日(月)	-	平成22年12月13日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。  
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。  
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ネクストジェン	東京都千代田区麹町三丁目3番地4

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 神谷町支店	東京都港区虎ノ門五丁目1番5

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
170,500,000	1,180,000	169,320,000

(注) 発行諸費用の内訳は、登記関連費用580,000円、株主名簿管理人への手数料250,000円、有価証券届出書作成費用350,000円であり、金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2)【手取金の使途】

後記「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、割当先のサクサ株式会社の資本参画により、サービス事業の協業関係をより強固なものとするを目的とし、調達する資金の使途は、事業拡大を図っていく上での開発投資のための資金に充当する予定であります。具体的な内容は下記のとおりであります。

なお、調達する資金総額の決定は、割当先の引受可能金額及び保有株式比率等の条件を勘案し決定いたしました。

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
キャリア向けネットワークシステム構築に伴う製品開発・検証のための外注費用	85,000,000円	平成23年1月～平成23年7月
サービス事業拡大に必要となるプラットフォーム構築費用(設備投資を含む)	34,320,000円	平成22年12月～平成23年3月
サービス事業拡大のための要員拡充及び外注費	10,000,000円	平成23年1月～平成23年6月
セキュリティ事業体制拡大のための要員拡充及び外注費	20,000,000円	平成23年1月～平成23年6月
セキュリティソフト(当社製品NX-C6000等)の機能拡充開発費用	20,000,000円	平成23年1月～平成23年6月

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a 割当予定先の概要

名称	サクサ株式会社
本店の所在地	東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 越川 雅生
資本金	10,700百万円
事業の内容	情報通信システムの機器及び部品の開発、製造及び販売ならびにこれらに付帯するサービスの提供
主たる出資者及びその出資比率	サクサホールディングス株式会社 100%

#### b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社製品の販売取引及び当社から開発・検証関係の業務委託取引があります。

#### c 割当予定先の選定理由

当社と割当先であるサクサ株式会社は、長年IP電話ソリューションにおけるパートナーとして関係を深めてまいりましたが、平成21年度からはVoIP（\*1）セキュリティ事業及び企業向けSIP（\*2）製品販売の営業パートナーとしての協業も推し進め、多面的かつ双方向的である親密な関係で取引を継続してきておりました。取引における信頼関係をより強固なるものとし、双方にとってシナジーの発揮できる関係強化の方法等について、双方にて検討するまでに至りました。

当社が本第三者割当増資の割当先にサクサ株式会社を選定した主な理由は、当該割当先が、ネットワークソリューション分野及びセキュリティソリューション分野での事業拡大を今後の主要な課題と位置付けていること、また当社においても来年度以降サービス事業の拡大に向けて、設備投資のための安定した財務基盤を構築する必要がある点等を総合的に勘案し決定いたしました。

本件による資本参画によって、サービス事業の協業関係をより強固なものとし、双方にとって大きなシナジーを発揮することができるものと判断いたしました。

（注）\*1 VoIP：Voice Over Internet Protocolの略。IPネットワークを利用して、音声データを送受信する技術。

\*2 SIP：Session Initiation Protocolの略。現在最も使われている通信制御プロトコルの一種で、音声や映像、テキストメッセージ等のマルチメディアデータをリアルタイムに双方向通信する目的で使用される。

d 割り当てようとする株式の数  
当社普通株式 2,500株

e 株券等の保有方針

当社は割当先であるサクサ株式会社から、今回の当社株式取得は、中長期の保有方針である旨の説明を受けております。当社は割当先に対して、払込期日から2年以内に割当株式の全部または一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者の氏名または名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する確約書を締結する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

割当先の直近の財務諸表（平成22年9月30日）により、総資産額、純資産額、預貯金残高等の状況を把握したうえで、割当先における払込みに要する資金等の状況について問題がないと判断しております。

g 割当予定先の実態

第三者割当増資を行うに当たり、当該割当先が、東証1部上場会社のサクサホールディングス株式会社の100%子会社であり、同グループの行動規範において反社会的勢力と企業活動を行わない旨を定めていることを確認しており、当該割当先及びその役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日における株式会社大阪証券取引所が公表した終値75,600円にディスカウント率9.79%を乗じ、1株につき68,200円（百円未満四捨五入）と決定いたしました。

直前営業日の終値75,600円を算定基礎とした理由は、当社株式の流動性及び株価が大きく変動しやすい傾向にあることから特定の一時点を参考にするよりも一定期間の平均値を参考とするのが算定根拠として客観性が高く合理的であるとの判断もありましたが、直前営業日前までの1か月の平均値（54,826円）、3か月の平均値（50,960円）及び6か月の平均値（55,611円）がいずれも直前営業日の終値と大きく乖離しており、既存の株主の利益を損なわないという観点から、直前営業日の終値を算定基礎とする結論に至り、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に従い、直前営業日の終値75,600円を算定基礎といたしました。

ディスカウント率を9.79%といたしましたのは、取締役会決議日の2営業日前（11月22日）より、当社の株価が一時的に大きく変動しており、前述のとおり月平均値との乖離が大きくなったことにより、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に規定されている範囲内で、割当先との間で協議し決定いたしました。

本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の株価との乖離率（ディスカウント率）は9.79%、直近1か月間の平均値と払込金額との乖離率（プレミアム率）は24.39%、同3か月間平均値との乖離率（プレミアム率）は33.83%、同6か月間平均値との乖離率（プレミアム率）は22.64%となり、本第三者割当増資の発行価格がいわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。従いまして当社は、上記発行価格の算定根拠につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

また当社監査役（社外監査役3名全員）からは、本第三者割当増資の発行価格の算定根拠について、平成22年11月25日開催の当社取締役会において、1か月平均、3か月平均及び6か月平均の場合と比較しディスカウント率の最も低い上記発行価格は、上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しているものと考えられることができるので、上記判断は相当地であり、特に割当先に対して有利な条件ではない旨の意見を得ております。

## b 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行される株式は2,500株であり、現在の発行済株式総数16,831株に対して14.85%に相当します。しかしながら、本第三者割当増資により自己資本の充実が見込まれることから、本第三者割当増資はいわゆる大規模な第三者割当増資に該当するものではなく、当社の財務基盤を安定させるとともに、今後の事業拡大とシナジー効果による収益力の向上によって、中長期的な観点からは当社の既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。資金調達を迅速かつ確実に実行するためにも第三者割当の方法が最適であり、当該規模の株式の希薄化は、合理的な水準であると判断いたしました。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
日商エレクトロニクス株式会社	東京都中央区築地7丁目3-1	6,796	40.38%	6,796	35.16%
サクサ株式会社	東京都港区白金1丁目17-3	0	0	2,500	12.93%
ネクストジェン従業員持株会	東京都千代田区麹町3丁目3-4	808	4.80%	808	4.18%
大西 新二	神奈川県川崎市麻生区	581	3.45%	581	3.01%
古賀 英明	東京都渋谷区	506	3.01%	506	2.62%
日本ベリサイン株式会社	東京都中央区八重洲2丁目8-1	500	2.97%	500	2.59%
植山 良明	千葉県山武郡大網白里町	480	2.85%	480	2.48%
GLQ, LLC (常任代理人三菱UFJ モルガン・スタンレー証券 株式会社取締役社長 秋草 史幸)	5201 Great America Parkway, Suite456, Santa Clara, CA 95054 USA (東京都千代田区丸の内2丁目 5-2)	450	2.67%	450	2.33%
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目 4-6	382	2.27%	382	1.98%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4	274	1.63%	274	1.42%
計	-	10,777	64.03%	13,277	68.68%

(注) 1. 平成22年6月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年6月30日現在の発行済株式総数に、本第三者割当による新株式発行により増加する株式数(2,500株)を加えて算出し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

（企業行動規範上の手続きに関する事項）

本第三者割当増資により発行される株式は2,500株であり、現在の発行済株式総数16,831株に対して14.85%に相当するものでありますが、本第三者割当増資に伴い支配株主である親会社の異動が見込まれるため、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に基づく企業行動規範上の手続きが必要となります。当社はその手続きとして経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性について、独立役員である社外監査役2名、出澤秀二氏及び飛田和男氏から意見を求めました。同2名は当社取締役会に出席し、本第三者割当増資に関する事実及び経営者の意向を確認し、必要に応じて資料の閲覧を行い、また当社より説明を受け意見書を作成し、当社に提出いたしました。

独立した社外監査役による本第三者割当増資に関する意見書の概要は以下のとおりであります。

本第三者割当増資による資金調達の必要性については、今後の事業運営上での資金調達の必要性が確認できる。

第三者割当増資のスキームを選択したことについては、割当先との協業関係強化のための合理性があり、また自己資本の充実による財務基盤の強化を図るもので、銀行借入でなく第三者割当増資という手段は企業価値の向上に資するものと考えられ、相当と認められる。

割当先の保有方針については、中長期の保有方針である旨の説明を受けており、また大阪証券取引所に提出する「第三者割当増資に関する確約書」を締結する予定であり、妥当と考える。

経営の独立性維持の観点からは、支配株主である日商エレクトロニクス株式会社の持株比率は35.16%となるが、従前からのガバナンスの独立性に新たな影響を及ぼすものではない。

本第三者割当増資に伴い、支配株主の異動が生じる見込みである。日商エレクトロニクス株式会社が親会社でなくなることについては、ガバナンスの観点からは従前より一般株主の利益を損なう行為があったものではなく、逆に独立性がより高まったといえることから、親会社が不在となることにガバナンス上特段の問題は見受けられない。

発行価額の算定根拠として、直近営業日の終値を参考とするのは、算定根拠としての客観性が高く合理的であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に適合するものであり、特に有利な条件で発行するものでないとする判断は相当である。

本第三者割当増資により発行される株式は2,500株であり、現在の発行済株式数16,831株に対して14.85%に相当するが、いわゆる大規模な第三者割当増資に該当するものではなく、当社の財務基盤の強化によって今後の事業拡大及び企業価値向上に寄与し、中長期的な観点からは株主の利益に資するものであるとする判断には合理性があり、上記希薄化の程度を踏まえて今回の募集規模は相当である。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第9期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成22年11月25日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年11月25日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第9期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成22年11月25日）までの間において次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年1月1日～ 平成22年11月25日	103	16,831	552	402,620	552	352,620

(注) 増加分は、平成22年6月14日付の新株予約権の行使によるものであります。



## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第9期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年3月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第10期 第3四半期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月5日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

株式会社ネクストジェン  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 潮来 克士 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中山 毅章 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクストジェンの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクストジェンの平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

株式会社ネクストジェン  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 潮来 克士 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中山 毅章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクストジェンの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネクストジェンの平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注） 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。

2．四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年3月26日

株式会社ネクストジェン  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 潮来 克士 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中山 毅章 印  
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクストジェンの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクストジェンの平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ネクストジェンの平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ネクストジェンが平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月5日

株式会社ネクストジェン  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 潮来 克士 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山 毅章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクストジェンの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネクストジェンの平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を第1四半期会計期間より適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。